

## 税チャンネル

# 8月は「県下一斉国保税滞納整理強化月間」です

お問い合わせ 税務課 滞納整理係 ☎ 0986-76-8804

國保税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。鹿児島県と県内の市町村では、毎年8月と12月を「県下一斉国保税滞納整理強化月間」として国保税の収納対策を強化しています。曾於市でも収納率向上のため、催告書などの送付、預貯金や給与などの財産調査、差押えなどの滞納処分を強化します。

### 問とは?

國保税から計算され、世帯の所得や加入者(被保険者)によって負担いただく税額が異なります。世帯主の方の国保税の有無に関わらず、世帯主が納税義務者となります。国民健康保険制度は、健保加入している方を除く、すべての方々に加入いたします。國保税加入の届出が遅れるところ、納期毎の税負担額も大きくなります。

### ◎国保税滞納整理強化月間



通常8月から翌年の7月まで1年間の有効期間となっています。過年度(令和5年度以前)分の国保税が滞納となっている場合は、通常の保険証を交付することができません。ただし納税相談を行い、計画どおりに分割納付することで、完納までの間、有効期限を原則1ヶ月とする保険証が交付されます。

### ◎国民健康保険税とは?

国民健康保険の保険証は、通常8月から翌年の7月まで1年間の有効期間となっています。過年度(令和5

### ◎国保税に滞納があるとどうなるの?

國保税の滞納は、

## 令和6年度 国民健康保険税 納期一覧

月別	期別	納期限日
6月	第1期	令和6年7月1日
7月	第2期	令和6年7月31日
8月	第3期	令和6年9月2日
9月	第4期	令和6年9月30日
10月	第5期	令和6年10月31日
11月	第6期	令和6年12月2日
12月	第7期	令和6年12月25日
1月	第8期	令和7年1月31日
2月	第9期	令和7年2月28日
3月	随1期	令和7年3月31日

## 国民年金のはなし

## 障害年金について

【本庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが応対します

障害年金は病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるため、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。視覚障がいや肢体不自由などの障がいだけでなく、心疾患や呼吸器疾患などの内部疾患、統合失調症などの精神の障がいなども対象になります。障害者手帳を持っていない場合でも受給要件を満たしていれば受給できます。

### 障害年金には

「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があります！

初診日(障がいの原因となった病気やけがで初めて病院を受診した日)に加入していた年金制度によって受給する種類が違ってきます。

国民年金(基礎年金)		厚生年金
職業	自営業者・専業主婦(夫)など	会社員・公務員など
受け取る年金は?	障害基礎年金 1級・2級	障害基礎年金1級・2級 障害厚生年金1級・2級・3級
手続き窓口	市役所窓口または年金事務所	年金事務所

## 鹿屋年金事務所による出張年金相談

日程	時間	場所	予約先
8月14日(水)	午前9時30分～午後3時30分	末吉本庁 3階 第3委員会室	市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。